令和７年度(令和７年４月～令和８年３月)

決　算をお知らせします

問財務課　☎820－５６３２

令和７年度の決算が、熊野町議会９月定例会で認定されました。※数値については、表記単位未満を端数処理しています。

■一般会計

※一般会計とは、福祉･道路･教育など町が一般行政を進めるための収入･支出を経理する会計のこと。

歳入　119億3,992万円

前年度比　12億8,304万円増(12.0%増)

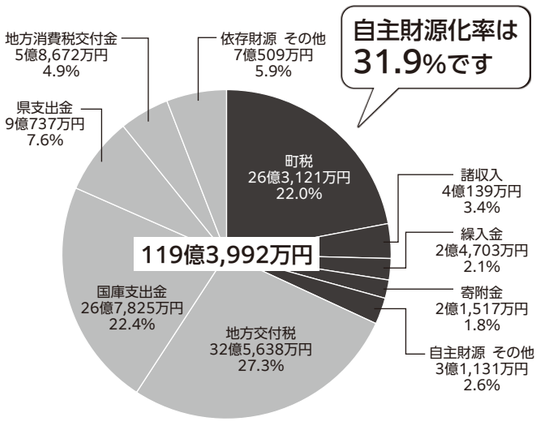

歳出　116億5,726万円

前年度比　11億9,356万円増(11.4%増)

町民１人あたり　497,961円

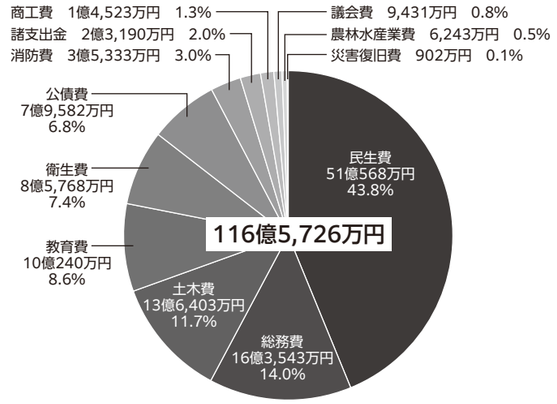

① 民生費　51億568万円

１人あたり　218,098円

○保育所、福祉事務所の運営　○放課後児童クラブの運営
○障害者への支援　○定額減税補足給付金

② 総務費　16億3,543万円

１人あたり　69,860円

○筆の里工房の運営(指定管理)
○おでかけ号の運行　○個人番号カードの発行

③ 土木費　13億6,403万円

１人あたり　58,267円

○道路･橋梁などの改良、維持補修
○筆の里工房周辺の整備　○町営住宅の管理



④ 教育費　10億240万円

１人あたり　42,819円

○学校･教育施設の改修工事
○学校支援員の配置　○公民館の管理



⑤ 衛生費　８億5,768万円

１人あたり　36,637円

○廃棄物の収集･運搬･処理
○感染症対策
○妊婦のための支援給付交付金

⑥ 公債費　７億9,582万円

１人あたり　33,995円

○借り入れた町債の元利償還金



⑦ 消防費　３億5,333万円

１人あたり　15,093円

○消防団の運営
○常備消防(広島市消防)への委託
○災害予防･啓発



⑧ その他(諸支出金、商工費、議会費、農林水産業費、災害復旧費)　５億4,289万円

１人あたり　23,191円

○商工･観光の推進、議会の運営、農業施設の整備、災害復旧工事　など

科目･決算額

町民１人あたりの支出

○主な事業

■特別会計および企業会計



※特別会計とは、特定の事業を行うため、「一般会計」とは別に、その収入･支出を経理する会計のこと。企業会計とは、独立採算制を原則に、企業としての経営力を発揮しながら運営する会計のこと。

会計名		歳入	歳出	差引
国民健康保険事業特別会計		19 億 8,724 万円	19 億 7,407 万円	1,317 万円
後期高齢者医療特別会計		10 億 1,214 万円	9 億 9,998 万円	1,216 万円
介護保険特別会計		24 億 6,024 万円	24 億 5,683 万円	341 万円
下水道事業会計	収益的収支	5 億 9,302 万円	5 億 5,264 万円	4,038 万円
	資本的収支	3 億 6,438 万円	5 億 6,987 万円	△2 億　549 万円

◀決算書の閲覧(HP)はこちら

■主な事業

第三小学校南校舎改築事業



事業費　2,860万円

熊野第三小学校南校舎の改築に向けた実施設計業務を実施しました。

町道呉萩線改良事業



事業費　3,745万円

児童･生徒の安全性の向上と、道路利用者の円滑な交通を確保するため、用地測量設計業務、用地買収及び道路改良工事を実施しました。

筆の里工房周辺整備事業

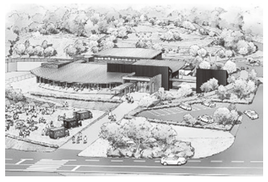

事業費　６億2,341万円

筆の里工房北側の都市公園予定地に観光交流施設(創作館)の整備に着工するとともに、調整池、駐車場等の整備を実施しました。

小中学校体育館等空調設備設置事業

事業費　2,035万円

昨今の気候変動等による気温上昇に伴う熱中症事故の防止など、体育館等への空調設備整備に向けた実施設計業務を実施しました。

学校給食備品等購入事業

事業費　2,574万円

令和７年度２学期からの学校給食食缶方式移行に伴い、必要となる備品等を購入しました。

水道料金の減免 未給水世帯への生活支援

事業費　2,362万円

物価高騰の影響を受けている生活者や事業者を支援するため、水道料金の基本料金を２か月分免除しました。また、上水道の未給水世帯へ生活支援金を交付しました。

防犯カメラ等設置補助金

事業費　945万円

防犯カメラ等の設置に対する取組に対して補助を実施しました。

保育所等施設整備補助

事業費　5,213万円

町内保育園への保育室増設および幼稚園の施設整備に対して補助を実施しました。



物価高対応子育て応援手当支給事業

事業費　7,303万円

物価高の影響を受けている子育て世帯を支援するため、１人２万円を支給しました。

■令和７年度決算に基づく財政の健全性に関する比率について

令和７年度決算に基づく健全化判断比率および資金不足比率は下表のとおりです。

当町では、「健全化判断比率」および「資金不足比率」は、いずれも「早期健全化基準」または「経営健全化基準」を下回り、健全財政を維持しています。

なお、この健全化判断比率などの詳細は、ホームページでご覧いただけます。

【健全化判断比率】　(単位:%)

区　分	実質赤字比率 一般会計などの実質赤字の標準財政規模に対する比率	連結実質赤字比率 全会計の実質赤字の標準財政規模に対する比率	実質公債費比率 一般会計などが負担する元利償還金などの標準財政規模に対する比率	将来負担比率 地方債残高など、一般会計などが将来負担するべき負債の標準財政規模に対する比率
健全化判断比率	－	－	6.8	－
(早期健全化基準)	(14.30)	(19.30)	(25.0)	(350.0)
県内平均	－	－	6.7	67.9

※「実質赤字額」「連結赤字額」「将来負担率」がない場合は、(－)を記載しています。

【資金不足比率(公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率)】　(単位:%)

区　分	下水道事業会計(法適用企業)
資金不足比率	－
(経営健全化基準)	(20.0)※公営企業ごと

※「資金不足額」がない場合は、(－)を記載しています。

HPはこちら

